

年 組 氏名
保護者 様

うるま市立田場小学校
校長 稲嶺 盛幸
(公印省略)

治癒証明書の提出について

この度、お子様が下記の学校感染症にかかれたとの連絡を受けましたので、学校保健安全法第19条の規定により、休養している期間は出席停止となります。

登校する際には、保護者の方で下記の『治癒証明書』に必要事項を記入・押印し、学級担任に提出をお願いします。

なお、学校は集団生活の場ですので、集団感染を防ぐため、登校する際には医師の指示に従って登校させてください。保護者の判断で登校させることのないよう、協力よろしく願いいたします。

	学校感染症	出席停止期間
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
2	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
3	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
4	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮下するまで
5	麻疹(はしか)	解熱した後2～3日
6	風疹(三日はしか)	発疹が完全に消失するまで
7	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
8	流行性角結膜炎	症状に応じて出席停止の必要性を医師が判断し、医師の許可があるまで
9	急性出血性結膜炎	
10	その他の感染症 ・感染性胃腸炎 ・手足口病 ・溶連菌感染症 ・伝染性紅斑 ・マイコプラズマ感染症 など アデノウイルス	

【治癒証明書】

* 保護者が記入・押印して学級担任へ提出をお願いします。

年 組 児童名

病名	出停期間	月 日～ 月 日
医療機関名	病院に行った日	月 日
<p>上記の疾病は治癒しており、感染のおそれはないと医師から登校の許可がおりましたので、登校させます。</p> <p>平成 年 月 日 保護者名 印</p>		